

## 1. 議事日程

〔令和4年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目〕

令和4年12月7日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 議案第63号 安芸高田市個人情報の保護に関する法律施行条例                               |
| 日程第4  | 議案第64号 安芸高田市職員の高齢者部分休業に関する条例                                |
| 日程第5  | 議案第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例                  |
| 日程第6  | 議案第66号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例                                |
| 日程第7  | 議案第70号 安芸高田市職員の再任用に関する条例を廃止する条例                             |
| 日程第8  | 議案第76号 安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例                               |
| 日程第9  | 議案第77号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例                       |
| 日程第10 | 議案第78号 安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例                        |
| 日程第11 | 議案第79号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例                        |
| 日程第12 | 議案第67号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例            |
| 日程第13 | 議案第68号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第69号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例等の一部を改正する条例                        |
| 日程第15 | 議案第71号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について                       |
| 日程第16 | 議案第72号 広島県市町総合事務組合规約の変更について                                 |
| 日程第17 | 議案第73号 安芸高田市香六ダム公園設置及び管理条例の一部を改正する条例                        |
| 日程第18 | 議案第74号 安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例                       |
| 日程第19 | 議案第75号 安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例                          |
| 日程第20 | 議案第80号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）                              |
| 日程第21 | 議案第81号 令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                        |
| 日程第22 | 議案第82号 令和4年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                       |

- 日程第23 議案第83号 令和4年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
 日程第24 議案第84号 令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
 日程第25 議案第85号 令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）  
 日程第26 議案第86号 令和4年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）  
 日程第27 議案第87号 令和4年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）  
 日程第28 発議第7号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	石飛慶久	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	児玉史則	16番	大下正幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	危機管理監	松崎博幸
総務部長	行森俊莊	企画部長	猪掛公詩
市民部長	内藤道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司
産業部長	森岡雅昭	建設部長	河野恵
消防長	近藤修二	教育次長	宮本智雄
総務課長	新谷洋子	政策企画課長	高下正晴

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長 毛利 幹 夫 事務局 次 長 久 城 祐 二  
総 務 係 長 藤 井 伸 樹 主 任 主 事 山 口 涉



午前10時00分 開会

○大下議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名でございます。  
定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。  
さきの第4回臨時会において選任いたしました、議会運営委員会の正・副委員長の互選の結果が通知されておりますので、御報告いたします。  
議会運営委員長に山本優議員、同じく副委員長に先川議員、以上でございます。  
このほかの件につきましては、議会事務局長より報告をいたさせます。  
毛利事務局長。

○毛利事務局長 おはようございます。諸般の報告をいたします。  
第1点、市長及び教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、監査委員より、令和4年10月分の例月出納検査の報告がありました。  
写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○大下議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、1番南澤議員、及び2番 田邊議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○大下議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

山本優議会運営委員長。  
○山本優議会運営委員長 委員長報告をいたします。  
令和4年第4回定例会の運営につきまして、去る11月28日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告いたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から12月20日までの14日間といたしました。

議事の都合により、12月8日から11日、12月15日から19日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、議案25件、発議1件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第63号から第66号、第70号、第76号から第79号までの9件は、総務文教常任委員会へ、議案第73号から第75号までの3件は、産業厚生常任委員会へ、議案第80号から第87号までの8件は、予算決算常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。議案第67号から第69号、第71号から第72号、発議第7号の6件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

11月28日の議会運営委員会までに提出された陳情・要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に一般質問の取扱いについては、10名からの通告でありましたので、通告順に、12月12日を5名、12月13日を5名といたします。

以上、報告を終わります。

○大 下 議 長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は14日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、よって、会期は14日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第3 議案第63号 安芸高田市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第4 議案第64号 安芸高田市職員の高齢者部分休業に関する条例
- 日程第5 議案第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第6 議案第66号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第70号 安芸高田市職員の再任用に関する条例を廃止する条例
- 日程第8 議案第76号 安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第77号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第78号 安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第79号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

○大 下 議 長 日程第3、議案第63号「安芸高田市個人情報の保護に関する法律施行条例」の件から、日程11、議案79号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの9件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 議案第63号は、改正された個人情報の保護に関する法律が令和5年4月から施行されることに伴い、本市において必要な事項を定めた条例を制定するものです。

第64号は、職員の高齢者部分休業制度を導入するに当たり、条例を制定するものです。

第65号は、地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正をするものです。

第66号は、令和5年4月からの行政運営に向けて、組織及び分掌事務を見直すため、所要の改正をするものです。

第70号は、地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例を廃止するものです。

第76号は、川根小学校と高宮小学校の統合に伴い条例の一部を改正するものです。

第77号は、条例に規定のない社会体育施設等について、所要の改正をするものです。

第78号は、条例に規定のない吉田運動公園の陶芸窯について、所要の改正をするものです。

第79号は、条例に規定のない市民文化センター附属施設について、所要の改正をするものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○大下議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案9件に対する一括質問を行います。質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案9件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第67号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第68号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○大下議長 日程第12、議案第67号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件、及び日程第13、議案第68号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 議案第67号及び68号は、本年の人事院勧告により民間給与との格差を是正するため、所要の改正をするものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○大下議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 それでは、議案第67号、第68号について、要点の説明をいたします。

議案第67号は、特別職の職員で常勤のもの、議案第68号は、職員及び任期付職員について、令和4年の人事院勧告を踏まえ、民間企業との格差を是正するため、給料表の引上げと勤勉手当の支給月数を引上げをするための所要の改正を行うものでございます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

最初に、人事院の給与勧告制度の基本的な考えでございます。人事委員会を行い、本市は人事院勧告等に基づき、法制化される国家公務員の給与等に準拠することが最も合理的と考えております。

3ページをお願いいたします。

令和4年の人事院勧告のポイントは、月例給は30歳代半ばまでの職員が在籍する号俸の引上げ、中段になりますが、期末手当は支給月数を0.1月分引上げするという2点でございます。

3ページ中段に、月例給に関する本市の取扱い、影響範囲を記載しております。また、3ページ中段から4ページにかけて、期末、勤勉手当に関する本市の取扱い、影響範囲を記載してございます。

5ページになりますが、合併からこれまでの人事院勧告の状況等を記載をしてございます。

続きまして、議案書を御覧いただきたいと思います。

議案第67号、第68号とも表の右側が改正前、左側が改正後で、下線の表示が改正部分ということになります。いずれも施行期日は公布の日からとじていますが、令和4年4月1日と令和5年4月1日から適用をするものでございます。令和4年4月1日からの適用により、給料月額を令和4年4月に遡及して改正し、令和4年12月の勤勉手当の支給月収を増額するものです。

また、令和5年4月1日からの適用により、増額した支給月収に合わせて、6月と12月の支給月収を改正するものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○大下議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより、本案2件に対する一括質疑を行います。質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。  
お諮りいたします。本案2件は委員会への付託を省略したいと思いま  
す。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
討論がありますので、これより本案2件を個別に討論、採決を行いま  
す。

まず、議案第67号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び  
旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許  
します。

討論はありませんか。

討論がありますので、まず反対討論の発言を許します。

山根議員。

○山根議員 第67号議案について、反対討論を行います。

現在、社会の状況は本当にコロナ禍における物価の高騰で、厳しい生  
活を強いられております。安芸高田市民に対しても、その厳しい状況は  
変わりません。市の厳しい財政状況を説明されてきた市長、その市長が  
自ら市長等の期末手当の引上げを行うことに市民の理解は得られないと  
考え、今回の議案第67号に反対いたします。

○大下議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及  
び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いた  
します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第68号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田  
市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の  
件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第68号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸

高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第69号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例等の一部を改正する条例

○大下議長 日程第14、議案第69号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本案は、山・耕重複地番の解消に伴い、影響を受けた条例について所要の改正を行うものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大下議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、担当部長から要点の説明を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 それでは、議案第69号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例等の一部を改正する条例」について、要点の御説明をいたします。

本案は広島法務局が行う山地番、耕地番における同一地番解消作業に伴う本市関係条例の一部を一括整理するための条例改正でございます。

広島県内では、同一大字内の耕地と山間地に同一の地番が付され、いわゆる重複地番が多数存在している実情がございます。このことから、大字内の山地番のほうの地番を変更することとし、法務局において、順次作業が進められているところでございます。山地番のほうにそれぞれ1万が加算されることについて、法務局より通知を受け、改正するものでございます。

議案書をお願いします。

表の右側が改正前、左側が改正後でございます。

1ページには、第1条で、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例。

2ページでございます。第2条で、安芸高田市地区集会所設置及び管理条例。

同じく下段、第3条で、安芸高田市共同墓地条例。

3ページでございます。下段でございます。第4条で、安芸高田市営住宅条例。

4ページに参りまして、第5条、安芸高田市立学校設置条例。

5ページで、第6条でございます。安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例。

6ページ、第7条でございます。安芸高田市教育支援センター設置及び

管理条例。

7ページでございます。第8条で、安芸高田市放課後児童クラブ条例。

7ページの下段、第9条、安芸高田市営駐車場設置及び管理条例。

8ページ、第10条、安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例。

それぞれにおいて、関係する地番に1万を加算した地番を変更後として条例改正をし、施行日は公布の日からとしております。

以上で、要点の説明を終わります。

○大下議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛議員 山地番、耕地番することにはいとわないんですが、議案書の3ページの改正前、改正後で訂正箇所が民法のところではありますが、その説明はいただけますでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 会議を再開いたします。

質疑をお願いいたします。

石飛議員。

○石飛議員 議案書の3ページの中段、第10条のところに、民法それぞれ改正がありますが、改正前は明治31年法律第9号と書かれています。改正後が明治29年法律の第89号、逆に古くなるという改正というのはあるのでしょうか。その説明をお願いします。

○大下議長 分かりましたか。

答弁を求めます。

新谷総務課長。

○新谷総務課長 3ページ、第10条の民法のところにつきましては、誤っておりましたので、今回の改正に伴って修正をしたものです。

○大下議長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第69号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例等の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第71号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

○大下議長 日程第15、議案第71号「行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本案は、広島県と安芸高田市との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、議会の議決を求めるものです。

御審議のほどよろしくお願ひします。

○大下議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、担当部長から要点の説明を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 それでは、議案第71号「行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について」要点の説明をいたします。

議案書を御覧ください。

本案は個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、行政不服審査会事務の事務委託に関する規約、第1条の引用規定を安芸高田市個人情報保護条例から個人情報の保護に関する法律に変更するものでございます。

右側が改正前、左側が改正後でございます。

なお、施行期日は令和5年4月1日でございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○大下議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

南澤議員。

○南澤議員 本案は、この議案第63号の安芸高田市個人情報の保護に関する法律施行条例が施行されての後に、この改正が行われるのかなと思うんですけども、そちらのほうは総務文教常任委員会で審査して決定されるかと思うんですが、手順はこれで大丈夫でしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長　ここで引用している文言なんですけど、今回上程しております条例ではございませんで、個人情報保護に関する法律から引用しているということでございますので、一応適当かというふうに考えております。

○大下議長　ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長　異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長　討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号「行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。賛成のボタンを押していただきたいと。

[起立多数]

○大下議長　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第72号 広島県市町総合事務組合格約の変更について

○大下議長　日程第16、議案第72号「広島県市町総合事務組合格約の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長　本案は、本市が加入している広島県市町総合事務組合の規約について、組合が新たに広島県水道広域連合企業団の事務を受託することに伴い、組合格約の変更を行うものです。地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○大下議長　これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、担当部長から要点の説明を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長　それでは、議案第72号「広島県市町総合事務組合格約の変更について」要点の説明をさせていただきます。

説明資料をお願いいたします。

広島県水道広域連合企業団から、職員に対する退職手当の支給に関する事務及び議会の議員、その他非常勤の職員の公務上または通勤上の災害に対する補償に関する事務を、広島県市町総合事務組合に委託したい

旨の申出がございました。

事務の委託に関する規定を整理する必要があることから、組合規約を変更するものでございます。

次に、広島県市町総合事務組合が作成いたしました当該組合規約の変更案の新旧対照表を掲載しております。右が現行でございます。左が変更案になっております。

規約の変更内容は、左側の変更案第14条としまして、事務の受託についてを追加し、以下、条を繰り下げるものでございます。

施行日は令和5年1月1日と定めております。

以上で、要点の説明を終わります。

○大 下 議 長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第72号「広島県市町総合事務組合規約の変更について」  
の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第73号 安芸高田市香六ダム公園設置及び管理条例の一部を  
改正する条例

日程第18 議案第74号 安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部  
を改正する条例

日程第19 議案第75号 安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正  
する条例

○大 下 議 長 日程第17、議案第73号「安芸高田市香六ダム公園設置及び管理条例の  
一部を改正する条例」の件から、日程第19、議案第75号「安芸高田市農  
村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括  
して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 議案第73号は、香六ダム公園の利用料金を改定するために、所要の改

正を行うものです。

第74号は、県営土地改良事業の分担金及び特別徴収金について、制度の一部追加に伴う所要の改正を行うものです。

第75号は、施設の廃止に伴い、条例の適用を受ける施設から除外するため所要の改正を行うものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○大下議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案3件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

本案3件につきましては、お手元の付託表のとおり産業厚生常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第80号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）

日程第21 議案第81号 令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第22 議案第82号 令和4年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第83号 令和4年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第24 議案第84号 令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第25 議案第85号 令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

日程第26 議案第86号 令和4年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第27 議案第87号 令和4年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）

○大下議長 日程第20、議案第80号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）」の件から、日程27、議案第87号「令和4年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの8件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 議案第80号は、人事院勧告による人件費の増額や、年度途中で必要となった経費等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第81号は、令和3年度決算に伴う財政調整基金への積立てや、県への返還金等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第82号は、令和3年度保険料負担金精算に伴う納付金等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第83号は、令和3年度決算に伴う介護給付費準備基金積立金への積立てや、国・県への返還金等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第84号は、令和3年度決算確定による消費税等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第85号は、令和3年度決算確定による消費税や浄化槽設置の増加に伴う工事請負費等を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第86号は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入について、営業外収益を減額し、支出については営業費用を増額し、営業外費用を減額するものです。また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出は、建設改良費の組替えによるものです。

第87号は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入について、営業外収益を増額し、支出について営業費用を増額するものです。また、予算第4条に定める資本的収入及び支出は、補助金及び建設改良費を減額するものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○大 下 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案8件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案8件につきましては、お手元の付託表のとおり予算決算常任委員会に付託して審査することといたします。

ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時40分 休憩

午前10時41分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長

会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第28 発議第7号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○大 下 議 長

日程第28、発議第7号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

熊高議員。

○熊 高 議 員

提案理由について申し上げます。

発議第7号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

この条例改正は、令和4年の人事院勧告に基づき、執行部より議案第67号及び第68号で提案のありました一般職、特別職等における取扱いと同様、市議会議員の期末手当についても条例の一部を改正するものであります。

内容について、御説明をいたします。

令和4年人事院勧告では、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を0.1月分引き上げ、4.40月分とし、本年度については、12月期の期末手当で0.1月分の引上げ、令和5年度以降においては、6月及び12月期の期末手当が均等になるよう0.05月分を配分するよう改正するものです。

改正条文について説明をいたします。

議案書の1ページ、新旧対照表を御覧ください。

第1条改正では、本年度において、12月期の期末手当に適用するため、支給月数を改正するものです。右側、改正前100分の215を、左側、改正後100分の225に改めるものです。

次に、第2条改正では、令和5年度以降の期末手当に適用するため、支給月数を改正するものです。

続いて、2ページを御覧ください。

右側、改正前100分の225を、左側、改正後100分の220に改めるものです。

続いて、附則です。

第1項はこの条例の施行日を公布の日からとするものですが、第2条改正において御説明しましたとおり、令和5年4月1日からの施行と規定するものです。

第2項は、第1条改正において御説明したとおり、令和4年12月期の期末手当の取扱いについて、令和4年12月1日からの適用と規定するものです。

第3項は、第1条改正の規定における期末手当の支給方法について規定するものです。

以上で、提案理由の説明を終わり、御審議のほどよろしく願いいたします。

○大下議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第7号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時47分 休憩

午前11時09分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
この際、各常任委員会の正副委員長の互選の結果が通知されていますので、ご報告いたします。

総務文教常任委員長に 芦田議員、同副委員長に 山本数博議員。

産業厚生常任委員長に 山根議員、同副委員長に 新田議員。

予算決算常任委員長に 石飛議員、同副委員長に 南澤議員。

以上でございます。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次回は、12月12日午前10時に再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員